

第43号議案

春日市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月11日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

県費負担教職員のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者」の次に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員については、教育委員会。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。